

報告第21号

令和6年度決算に基づくうるま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づくうるま市健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告する。

令和7年9月5日提出

うるま市長 中村 正人

令和6年度決算に基づくうるま市健全化判断比率及び資金不足比率報告書

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.73)	— (16.73)	6.1 (25.0)	4.9 (350.0)

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」にて記載する。
- (2) 早期健全化基準を括弧内に記載する。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計名	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業会計	— (20.0)

備考

- (1) 資金不足額がない場合は、「—」にて記載する。
- (2) 経営健全化基準を括弧内に記載する。



う監第130005号
令和7年8月8日

うるま市長 中村 正人 様

うるま市監査委員 沢 紙 孝 盛



うるま市監査委員 豊 濱 光 則



うるま市監査委員 佐 久 田 悟



令和6年度うるま市健全化判断比率及び資金不足比率に対する
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度うるま市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和6年度 うるま市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1. 審査の対象

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類。

2. 審査の期間

令和7年7月25日～令和7年8月8日

3. 審査の方法

うるま市監査基準(令和3年監査委員告示第7号)に準拠して、証憑突合、分析等、必要と認める審査手続きを実施した。ただし、重要な数値に限定し審査を行った。

第2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率は、前記の方法により審査した限りにおいて、いずれも関係法令等に準拠して作成され、算定は適正であると認められた。

1. 健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	令和5年度	令和6年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	-	-	-	11.73
② 連結実質赤字比率	-	-	-	16.73
③ 実質公債費比率	6.3	6.2	6.1	25.0
④ 将来負担比率	-	-	4.9	350.0

※実質赤字比率、連結実質赤字比率の「-」は赤字額がないことを表す

※将来負担比率の「-」は将来負担額を充当可能金額が上回っていることを表す

2. 資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率	令和4年度	令和5年度	令和6年度	経営健全化基準
水道事業会計	-	-	-	20.0
下水道事業会計	-	-	-	20.0

※「-」は資金に不足額がないことを表す

第3 審査の意見

1. 総合意見

令和6年度の決算に基づく健全化判断比率については、全ての指標において早期健全化基準を下回っており良好な状態を示している。

また、公営企業会計の資金不足比率については、水道事業会計及び下水道事業会計ともに資金不足は発生していないため比率は算出されていない。

2. 個別意見

(1)健全化判断比率

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計の実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。令和6年度の実質赤字比率は $\Delta 7.65\%$ と黒字決算となっているため、比率は発生していない。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の連結実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。令和6年度の連結実質赤字比率は $\Delta 18.14\%$ と黒字決算となっているため、比率は発生していない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、元利償還金及び準元利償還金の合計額を標準財政規模(ただし、元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除)で除した比率で、3カ年平均により算出される。令和6年度の実質公債費比率は 6.1% で、前年度比で 0.1 ポイント減少した。早期健全化基準の 25.0% を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債を標準財政規模(ただし、元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除)で除した比率である。令和6年度の将来負担比率は、将来負担額に対する充当可能財源の減少額が大きいため前年度 $\Delta 4.4\%$ から 9.3 ポイント上昇し 4.9% となっているが、早期健全化判断基準である 350.0% を下回り良好な状態にあると認められる。

(2)資金不足比率

資金不足比率は、公営企業等における資金不足額を事業規模(料金収入)で除した比率である。

① 水道事業会計

令和6年度決算において資金不足は生じておらず、資金不足比率は、算出されていない。

② 下水道事業会計

令和6年度決算において資金不足は生じておらず、資金不足比率は、算出されていない。